平成２２年（フ）第３４８号
奈良県天理市庵治町742番地８
債務者　松尾　敏実
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４８３号
奈良市南紀寺町２丁目161番地の９　ヒルズ奈良高円202号
債務者　上栗龍之助
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４９５号
奈良市法蓮町433番地の１　グローリー新大宮403号
債務者　森　　賢悟
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５号
広島県竹原市中央３丁目10番７号
債務者　平山鶴子こと　朴　　鶴述
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１７９号
広島県呉市警固屋１丁目８番37号
債務者　岸本　亜矢（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１８１号
広島県竹原市忠海東町４丁目４番21―１号
債務者　手島　義美（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１８５号
広島県竹原市中央３丁目10番７号
債務者　平山廣子こと　尹　　廣子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１８６号
広島県竹原市中央３丁目10番７号
債務者　平山美恵子こと　尹　　静順
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１８７号
広島県竹原市中央２丁目17番20号
債務者　川希　眞輝（旧姓大池）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１８８号
広島県竹原市港町２丁目５番２号
債務者　福実加奈子（旧姓新歩）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３６１号
徳島県徳島市新浜町１丁目１番18号
債務者　東　　晴夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９１号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字磯崎158番地
債務者　濱　　英之
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９６号
徳島県徳島市八万町内浜47番地３
債務者　山本　光夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９７号
徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越35番地　市営住宅Ｅ棟13号室、旧住所徳島県鳴門市撫養町木津798番地４
債務者　松村　和美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０１号
徳島市八万町犬山126番地の１
債務者　粟田　義文
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１０号
徳島県板野郡松茂町広島字北川向二ノ越27番地１、旧住所徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字八軒浜49番地　サンタウンⅡ207
債務者　円　　和幸
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１１号
徳島県徳島市名東町１丁目346番地の１
債務者　西金　光生
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３０号
徳島県板野郡藍住町東中富字長江傍示86番地
債務者　西川　英人
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
徳島地方裁判所民事部